

訪問看護利用料金表(介護保険・介護予防)

JCHO徳山中央病院附属訪問看護ステーション

1. 基本料金

令和6年6月～

サービス内容		単位数	基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
訪問看護費	20分未満	314	3,205	321	641	962
	30分未満	471	4,808	481	962	1,443
	30分以上60分未満	823	8,402	841	1,680	2,521
	60分以上90分未満	1,128	11,516	1,152	2,303	3,455
介護予防訪問看護	20分未満	303	3,093	310	619	928
	30分未満	451	4,604	461	921	1,382
	30分以上60分未満	794	8,106	811	1,621	2,432
	60分以上90分未満	1,090	11,128	1,113	2,226	3,339
早期・夜間・深夜の(予防) 訪問看護	夜間(18時～22時) 早期(6時～8時) 25%加算 深夜(22時～6時) 50%加算					

2. 各種加算

サービス内容		単位数	基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
サービス提供体制加算	1回の訪問につき	6	61	7	13	19
緊急時訪問看護加算	月1回	600	6,126	613	1,226	1,838
特別管理加算〔Ⅰ〕	月1回	500	5,105	511	1,021	1,532
特別管理加算〔Ⅱ〕	月1回	250	2,552	256	511	766
※ターミナルケア加算		2,500	25,525	2,553	5,105	7,658
複数名訪問看護加算〔Ⅰ〕	30分未満	254	2,593	260	519	778
	30分以上	402	4,104	411	821	1,232
長時間訪問看護加算	1時間30分以上	300	3,063	307	613	919
退院時共同指導加算		600	6,126	613	1,226	1,838
初回加算〔Ⅰ〕	退院日・退所日に新規に訪問した場合	350	3,573	358	715	1,072
初回加算〔Ⅱ〕	新規に訪問した場合	300	3,063	307	613	919
専門管理加算	月1回	250	2,552	256	511	766
※看護・介護職員連携強化加算	月1回	250	2,552	256	511	766
※看護体制強化加算〔Ⅰ〕	月1回	550	5,615	562	1,123	1,685
※看護体制強化加算〔Ⅱ〕	月1回	200	2,042	205	409	613
※看護体制強化加算〔介護予防〕	月1回	100	1,021	103	205	307

(注1)※予防訪問看護には該当しません

(注2)1単位の単価は10.21円となります(周南市7級地)

3. その他利用料

項目	備考
交通費	負担なし
死後の処理料	15,000円(税抜き)
介護保険外サービス	利用者負担10割

〈介護保険利用料金一覧〉

項目	単位数
<input type="checkbox"/> 訪問看護費 保健師、看護師による訪問	20分未満 314単位/回
	30分未満 471単位/回
	30分～60分未満 823単位/回
	60分～90分未満 1,128単位/回
<input type="checkbox"/> 介護予防訪問看護費 保健師、看護師による訪問	20分未満 303単位/回
	30分未満 451単位/回
	30分～60分未満 794単位/回
	60分～90分未満 1,090単位/回
<input type="checkbox"/> サービス提供体制加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが指定訪問看護を行う場合、算定する	6単位/回
<input type="checkbox"/> 初回加算 I・II 訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、退院した日(I)若しくは退院した日の翌日以降(II)初回の指定訪問看護を行った日の属する月に指定訪問看護を行った場合に、算定する	I 350単位/月
	II 300単位/月
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算 利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制にある訪問看護ステーションが、計画的に訪問することとなっていない緊急の訪問を行う場合、加算の他に所定の単位数を算定する旨を利用者に説明し、同意を得た場合、算定する	600単位/月
<input type="checkbox"/> 特別管理加算(I) ①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 ②気管カニューレまたは留置カテーテル等(胃チューブ留置、輸液用ポート、PTCDチューブ、数日間継続的に行っているサーフローによる点滴)を使用している状態にある者	500単位/月
<input type="checkbox"/> 特別管理加算(II) ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ②人工肛門または人工膀胱を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態にある者 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	250単位/月
<input type="checkbox"/> 専門管理加算 緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定する	250単位/月

令和6年6月1日～

<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算 I・II・介護予防 医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合、算定する(24時間対応・ターミナルケア・重症度の高い患者の受け入れ等)	I 550単位/月 II 200単位/月 介護予防 100単位/月
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算 病院、診療所または介護老人保健施設に入院中、または入所中の者が退院または退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等が退院時共同指導(利用者またはその看護に当たっている者に対して、病院、診療所または介護老人保健施設の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう)を行った後に、利用者の退院または退所後に利用者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、加算を算定する	600単位 (初回加算を算定する場合には、退院時共同指導加算は算定しない)
<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護加算 1人で看護を行うのが困難な場合、看護師等が2人以上で看護を行った場合、算定する ①利用者の身体的理由により、1人の訪問看護が困難であると認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合	30分未満 254単位/回 30分以上 402単位/回
	<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算 特別な管理が必要とする利用者(特別管理加算の対象利用者)に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合、算定する
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算 利用者の死亡日および死亡日前14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合に算定する	〈利用者の死亡月につき〉 2,500単位
<input type="checkbox"/> 早朝・夜間・深夜の訪問看護 ①夜間および早朝、または深夜に計画的訪問看護を行った場合に算定する ②特別管理加算を算定する状態の利用者に対する1月以内の2回目以降の夜間帯の緊急時訪問を行った場合、2回目から算定できる	〈早朝6:00～8:00〉25/100 〈夜間18:00～22:00〉25/100 〈深夜22:00～6:00〉50/100
その他利用料	
<input type="checkbox"/> 交通費	負担なし
<input type="checkbox"/> エンゼルケア料(死後の処置)	15,000円(税抜き)